

山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金

「コンサルティング活用販路開拓等支援事業」

【令和2年度 公募要領】

本県中小企業の競争力強化を推進し、付加価値額の増加を図るため、県内事業者が自社製品等について、コンサルティング会社等を活用し、県内外で販路開拓等を行う事業として山形県知事が認定したものについて補助金を交付します。

1 補助対象事業

次のいずれにも該当する事業が対象となります。

- (1) 自社製品・取扱商品・サービスの提供等（以下「自社製品等」という）の販路開拓等について、コンサルティング会社等と委託契約を締結して実施する事業で、自社製品等の売り上げ増や販売先の拡大等が見込めるもの。
- (2) 山形県知事が事業計画を認定した事業。
- (3) この要領による補助金の交付を受けようとする経費に対して、国又は山形県からの他の補助金、その他相当の反対給付を求められることのない給付金の交付又は経費の負担を受けておらず、今後も受ける予定がない事業。

※「小規模事業者枠」を設け、小規模事業者を優先採択します。

2 補助対象者

次の(1)、(2)に該当する方が対象となります。ただし、(3)のア～オのいずれかに該当する者は、大企業とみなし、補助対象者から除きます。

- (1) 山形県内に主たる事務所、事業所を有する中小企業者（商工業者に限る）

※「連携体型」については、当該連携体のすべての構成員が山形県内に主たる事務所、事業所を有し、かつ連携体の中に小規模事業者が含まれていることとします。

※山形県内に主たる事務所、事業所を有するとは、山形県内に法人登記上の本店等、又は当該事業者の研究開発活動、生産活動、販売活動等、企業活動の実質的な中心となる事務所、事業所を有し、かつ次の(a)～(c)のすべての条件を満たすことをいいます。

- (2) 補助金額 : 一般型 250万円以内
連携体型 300万円以内
※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。
- (3) 補助対象経費 : 補助事業実施期間に実施した活動に要する経費で、かつ、
補助事業実施期間内に支出されるものに限り、
補助対象となる経費は次のとおりです。

- 委託費（コンサルティング会社等への委託料） ※必須項目
- 事業費（旅費、謝金、会議費、商談会・展示会費（会場設営、運搬費等を含む）、印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、市場調査費、原材料費、消耗品費、雑役務費）
- 外注費（外注加工費、依頼試験・分析費）

- (4) 正社員化の取組みを行う場合、次の補助金上限額を適用します。

補助金額 : 一般型 300万円以内
連携体型 400万円以内

※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。

●正社員化の取組みについて

イ 令和2年4月1日以降に就業規則等に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用（以下「正社員化等」といいます。）し、厚生労働省の「キャリアアップ助成金」の正社員化コース（無期雇用労働者への転換または無期雇用労働者の直接雇用を除く）の要件を充たし、本事業の事業期間内に支給申請を行う事業者に対しては、上記3(4)補助上限額を適用します。

ロ 補助事業の実績確認時に、上記イ記載の支給申請の実施が確認できない場合は、上記3(4)は適用せず、3(2)を適用します。

※「キャリアアップ助成金」を申請するには、正社員化を行ってから6ヶ月間の賃金支払い実績等が必要です。詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

4 補助事業実施期間・実績報告書提出期限

- (1) 補助事業実施期間：
補助金交付決定の日から令和3年1月29日（金）まで
- (2) 実績報告書提出期限：
事業終了後15日以内、又は令和3年2月10日（水）まで

5 応募手続き

- (1) 応募及び問い合わせ先
山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階
TEL. 023-665-1077 FAX. 023-665-1078

(2) 応募期間

令和2年4月20日（月）から5月13日（水）まで

(3) 応募方法

郵送で送付してください。（当日必着）

(4) 提出書類 6部（正本1部、副本5部）

※申請様式については、山形県中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>）

① 事業計画認定申請書【様式1】

② 事業計画書【様式2】

③ 事業支援計画書【様式3】

※「小規模事業者枠」での優先採択を希望する小規模企業者・小規模事業者のみ、地域の商工会・商工会議所から発行してもらってください。

④ 労働者名簿一覧【様式4】

※「小規模事業者枠」での優先採択を希望する小規模企業者・小規模事業者のみ、提出してください。

⑤ 事業所の状況確認書【様式5】

※山形県以外にも事業所等を有する事業者のみ提出してください。

⑥ 決算書

※直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表を提出してください。

⑦ 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット（自社にホームページ等がない方）

⑧ 自然災害及び感染症による被害状況等証明書【様式6】

※審査における加点を希望する場合のみ提出してください。

(5) 書類作成上の留意点

① 事業計画書等様式用の紙サイズは、A4判の片面印刷とし、決算書・パンフレットなど他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、1部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、フラットファイルの表紙と背表紙に、事業計画名、応募者名及び正副の別を記入してください。

② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。

③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、下表（審査項目）に基づき、外部有識者等で構成する補助事業審査委員会（以下「審査会」という。）において審査の上、本県中小企業の付加価値向上

に資するものと認められる事業計画を知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。（予算の範囲内での補助金の交付決定となります。）

<審査項目>

審査項目	審査の視点
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自社製品等が抱える課題を適切に把握しているか ○ コンサルティング会社等の活用により販路拡大が期待されるか ○ コンサルティング会社等を有効に活用した事業となっているか ○ 販路拡大の目標設定は妥当か ○ 事業内容の熟度は高いか
事業の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期間内に事業が完了する見込みがあるか ○ 補助対象経費の額は適当か（コンサルティング会社等への委託費が著しく低くないか）
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助事業の経理事務等について、十分な処理能力があるか ○ 経営状況が堅実であり、自己負担分の経費調達能力があるか ○ 事業の遂行のための実施体制は十分か
政策面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のニーズに対応した商業・サービス業の新たな事業の創出（ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の活用、若者・女性等に対する創業支援、新たなサービスを行うための創業や新分野進出）等につながる取組みであるか ○ 県が参入・集積を促進する「先端分野」（有機エレクトロニクス、バイオテクノロジー）・「成長期待分野」（自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業）と整合性がとれているか ○ 自力で事業計画を達成するのが困難な事業者か ○ 県が実施するフォローアップ調査（補助事業の翌年度以降に行われる売上等に関する調査）への協力状況はどうか。
加点項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年6月18日に発生した山形県沖地震及び令和元年台風第19号の被災事業者 ○ 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者
減点項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去に、山形県中小企業トータルサポート補助金（コンサルティング活用販路開拓等支援事業）又は山形県中小企業スーパーサポート補助金（コンサルティング活用販路開拓等支援事業）の交付決定を受けていた場合、交付決定の回数に応じて減点

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 応募者の審査会への出席

応募者に対し、審査会に出席し、事業計画の内容を自ら説明することを求める場合があります。なお、(2)の照会等又は(3)の審査会の実施にあたり、応募者の協力が得られない場合には、応募を取り下げたものとみなすことがあります。

(4) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

(5) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名等をHP上で公表します。

7 スケジュール（予定）

	実施時期
応募受付	4月20日（月）～5月13日（水）
審査会	6月中旬
結果の通知	7月上旬
補助金交付申請・交付決定	7月中旬以降

※応募に関する相談は、随時受け付けます。

※このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

8 補助金の支払い

- (1) 事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。
- (2) 補助事業の完了とは、事業計画書に基づく販路開拓等の取組みの完了のほか、購入物品の納品・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。

9 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (3) 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いしますので、御協力願います。また、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ・相談先

山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階 TEL. 023-665-1077

山形県商工労働部中小企業振興課企業振興担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-2135